

環境審議会資料  
平成21年12月21日  
環境清掃部環境対策課

# 新宿区省エネルギー環境指針の改定等 について

新宿区省エネルギー環境指針に基づく取組みと成果について

平成 17 年 2 月の京都議定書発効、同年 4 月の国による「京都議定書目標達成計画」の決定を受けて、区では 18 年 2 月に「新宿区省エネルギー環境指針」を策定し、京都議定書の目標を踏まえた区内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の削減目標(2010 = H22 年度、2020 = H32 年度)を定め、新宿区の地球温暖化対策の展望を示しました。

また平成 20 年 2 月には、「新宿区環境基本計画」(計画期間：平成 15 ~ 24 年度)を改定し、区のCO<sub>2</sub>削減目標達成に向けて地球温暖化対策を強化しました。

このような状況の中で、新宿区第 1 次実行計画事業(平成 20 ~ 24 年度)「地球温暖化対策の推進」においては、区民・事業者の省エネルギーへの取組みを促進・支援する様々な施策を実施するとともに、区自らも率先してCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組み、目標達成を目指しています。

戦略体系 個別目標	環境戦略体系の 4 つの視点		
	区が率先して 推進する PR 事業	区民・事業者の取組み を支援する事業 (補助制度)	新宿区独自の効果的な 地球温暖化対策事業
意識改革のための普及啓発の推進	・(玉川上水を偲ぶ流れの創出)	・CO <sub>2</sub> 削減量簡易算定の普及促進 ・「ライトダウンキャンペーン」の実施 ・(「新宿打ち水大作戦」の実施)	・新宿エコ自慢ポイント ・新宿エコワン・グランプリ ・エコギャラリー新宿の開設
温室効果ガス削減の仕組みづくり		・(「みどりのカーテン」プロジェクト)	・伊那市等の森林保全とカーボンオフセットの仕組みづくり ・「新宿エコ隊」による「ストップ温暖化 新宿大作戦!!!」
省エネルギーの推進	・学校等への雨水利用設備の設置 ・環境家計簿 ・エコ・チェックダイアリー ・省エネナビモニター事業	・新宿区住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度	・遮熱透水性舗装の実施
新エネルギー等の推進	・廃棄物発電等の新エネルギーの公共施設への導入を検討 ・庁舎・公園等における太陽光・風力発電設備の設置	・新宿区住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度(再掲)	

新宿区の温室効果ガス排出量・削減目標 (1,000t-CO<sub>2</sub>)

年度	1990(平 2)	2006(平 18)	2009(平 21)	2010(平 22)
排出量	2,464	2,717	2,652	2,587
1990 年度比		+ 10.3%	+ 7.5%	+ 5.0%
年度削減目標 ( ) 内は累計			65	65(130)

## 新宿区省エネルギー環境指針の見直しについて

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「IPCC第4次評価報告書」、国連環境計画（UNEP）の「気候変動科学概要 2009年」などにおいて、人為的活動によって気候が温暖化していることは疑う余地がなく、気候変動による影響が予測よりも速く大きいとの報告がなされており、世界全体での様々な人為的活動より二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等の温室効果ガス排出量を大幅に削減し、低炭素社会への移行することが求められています。

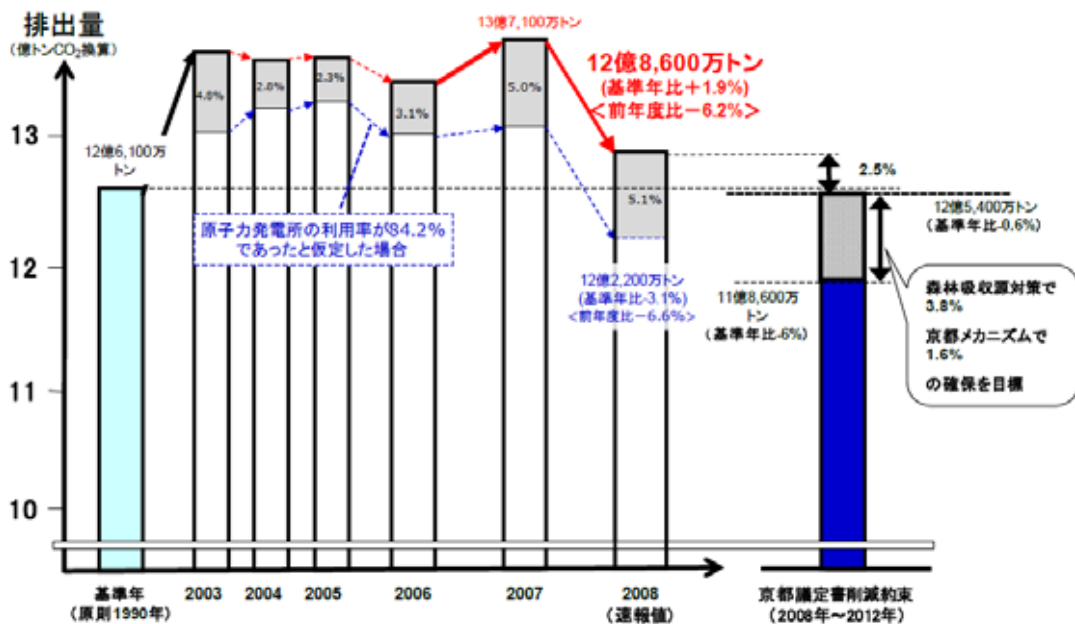
こうしたなか、2008（平成20）年から京都議定書の第一約束期間に入り、わが国は2012（平成24）年の期間中に温室効果ガスの合計排出量を基準年である1990年に比べて6%削減する義務を負っています。

一方で、2008（平成20）年度の排出量（速報値）は、基準年と比べて1.9%増加しており、特に、民生部門である家庭やオフィスからの排出量、運輸部門（特に自動車）からの排出量の増加が著しく、地域の住民や事業者と関わりの強い地方公共団体での積極的な取り組みがますます重要となってきています。

こうした背景から、わが国の地球温暖化対策への取り組むための枠組みを定めた「温暖化対策推進法」（平成10年施行）が平成20年に改正され、「区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」の策定が、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に義務付けられ、その他の市区町においても努力義務としてその策定が求められています。

## 我が国の温室効果ガス排出量

2008年度における我が国の排出量は、基準年比 +1.9%、前年度比 -6.2%。  
（原子力発電所の利用率を84.2%と仮定した場合、基準年比-3.1%）



出典：『2008年度の温室効果ガス排出量（速報値）について』，環境省，平成21年11月

## 新宿区における地球温暖化に対する取り組み方針

「新宿区基本構想・総合計画」(平成19年12月)において、まちづくりの基本目標の一つとして「持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げています。

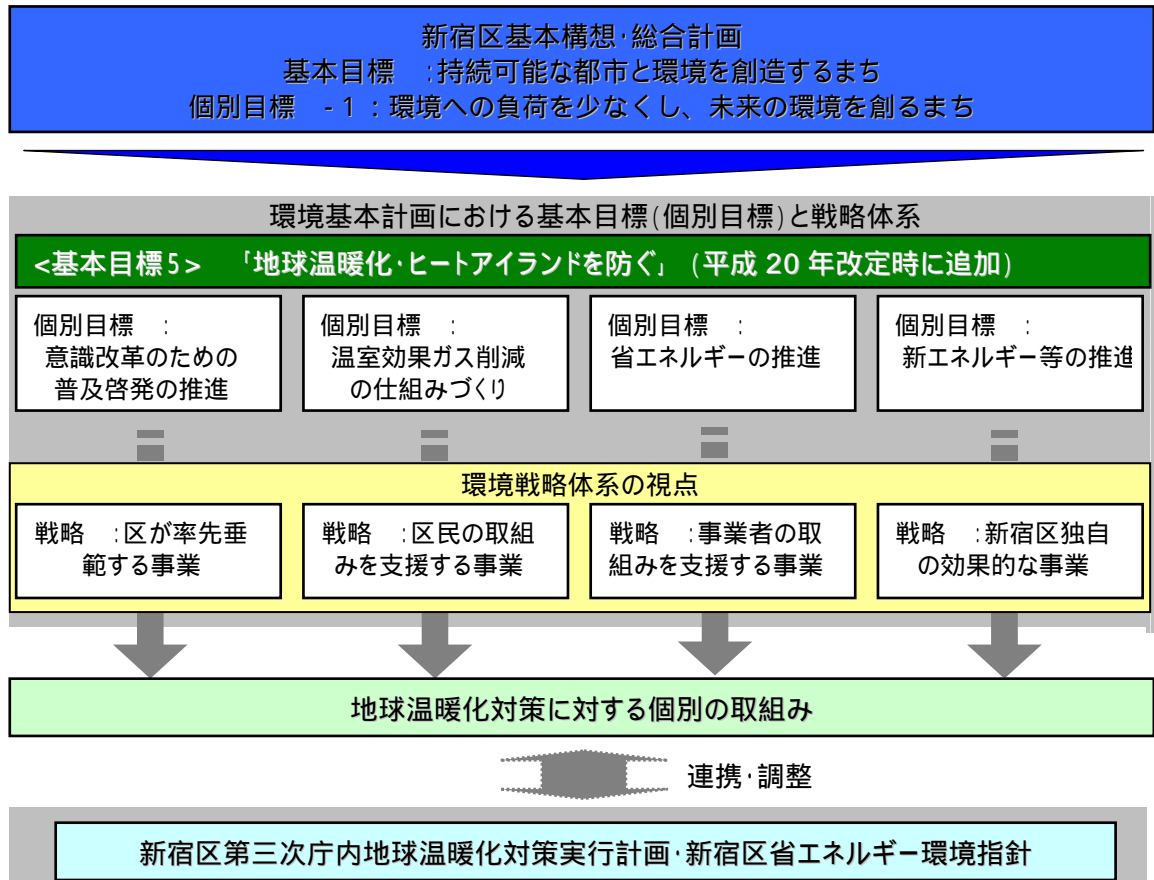
この基本目標を踏まえ、平成20年2月に新宿区環境基本計画の改定を行い、「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要な課題として新たに基本目標に追加しました。

環境基本計画では、「地球温暖化対策を推進し、温室効果ガスを削減する」ため、意識改革のための普及啓発の推進、温室効果ガス削減の仕組みづくり、省エネルギーの推進、新エネルギー等の推進を実践していくこととしています。

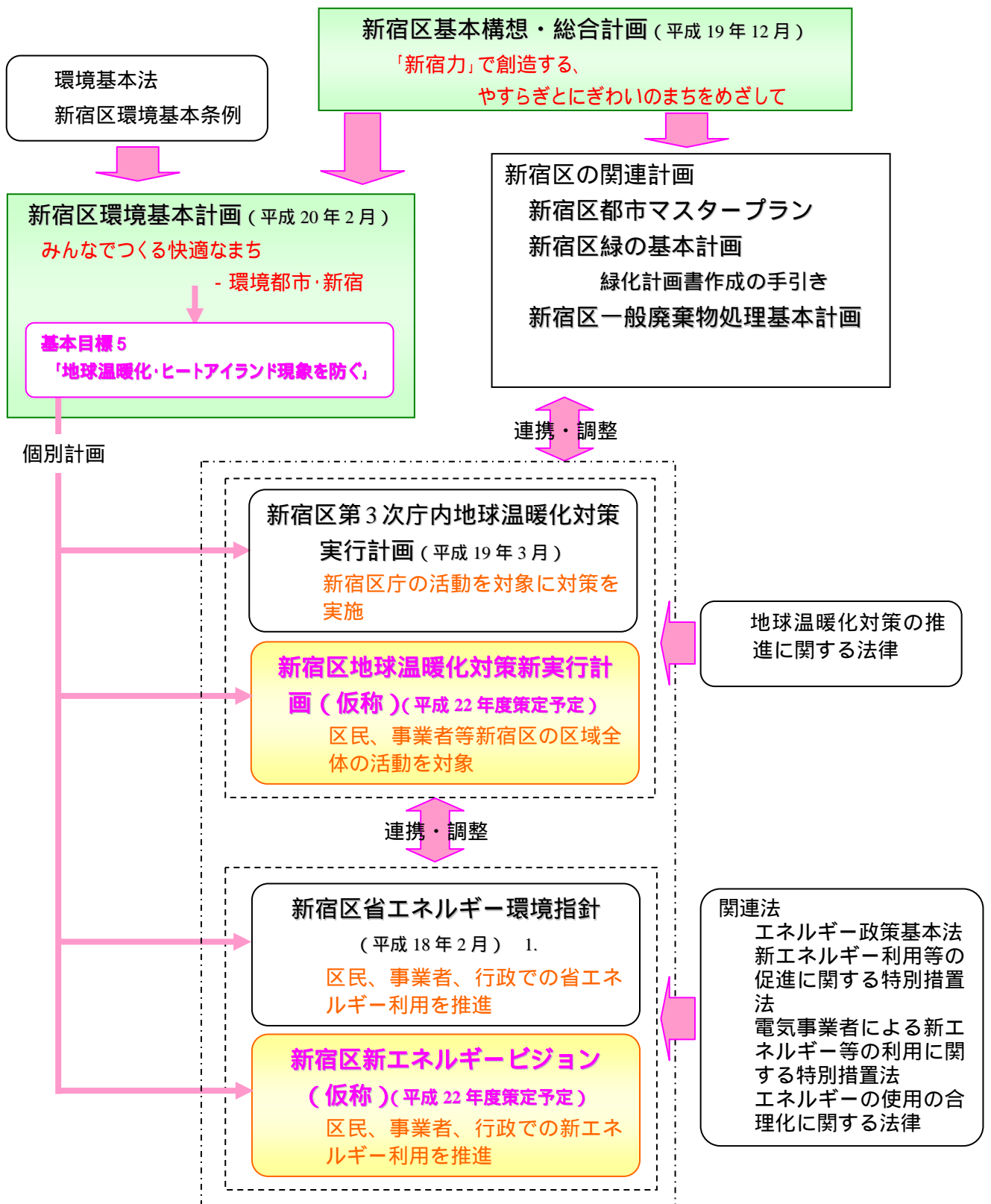
また、これらの地球温暖化対策に対する個別の取り組みとして、新宿区第三次庁内温暖化対策実行計画及び、新宿区省エネルギー環境指針を策定しており、区庁内の業務から発生する温室効果ガスの削減や区内の省エネルギーの取り組みを推進しています。

来年度策定を予定している「地球温暖化対策地方公共団体新実行計画(区域施策編)」は、新宿区第三次庁内温暖化対策実行計画等と同様、新宿区の地球温暖化対策に対する個別の取り組みとして位置づけられ、上位計画にあたる基本構想・総合計画、環境基本計画と連携・調整しながら策定する必要があります(新実行計画策定のフレームは次ページに示すとおりです)。

また、新宿区において、地球温暖化対策を進めていくにあたっては、太陽光発電等の新エネルギーの導入も重要な要素であり、上記の新実行計画(区域施策編)の策定にあわせて、新エネルギー導入具体的取り組みを盛り込んだ「新エネルギービジョン」の策定も予定しています。



新宿区における既存の地球温暖化対策の体系



1.省エネルギービジョンについては、地球温暖化対策新実行計画、新エネルギービジョンとの整合を図るため、これらの計画作成に併せて将来推計等の数値の見直しを行う。

新宿区における新実行計画等の位置付け

## 地球温暖化対策地方公共団体新実行計画(区域施策編)

新実行計画は、以下の7項目で構成され、排出量の把握を行うとともに、将来の削減目標の設定や目標を達成するための対策・施策について検討を行う必要があります。

計画策定にあたっては、新宿区環境基本計画の基本理念(望ましい環境像)「みんなでつくる快適なまち - 環境都市・新宿」の考え方に基づき、住民及び事業者等との連携と協働による環境都市の創造を目指し、新宿区内に暮らし、活動している全ての人を対象とした仕組みづくりが重要となります。

また、温暖化対策推進法においても「あらかじめ、住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが求められています。

1. 策定目的・背景
2. 地域特性
3. 現況推計(温室効果ガス排出量の算定及び要因分析)
4. 目標設定
5. 将来予測
6. 対策・施策の立案
7. 推進体制

排出量の算定や目標設定、将来推計等の実施方法については、環境省や「みどり・東京温暖化防止プロジェクト」において、計画策定マニュアル、排出量算定手法がまとめられており、これらの資料を参照しながら、計画策定を行います。

## 現況推計

現況推計では、基準年である 1990 年度と現在（2008 年度）の区内の CO<sub>2</sub> の温室効果ガス排出量を推計し、その増減要因（特に増加要因）を分析し、対策や施策の基礎情報とします。

算定年や算定項目等については、参考資料編に整理しています。

温室効果ガスとは、

京都議定書において削減対象とされる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、代替フロン 3 ガス等（HFC、PFC、SF<sub>6</sub>）の 6 種類。

このうち、石油や石炭を燃やして発電した電気を工場やオフィス、家庭で利用・消費したり、ガソリンを消費して車を走らせたりすることで発生する CO<sub>2</sub>（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>と呼ばれる）の排出量が全体の 9 割以上を占めています。

## 目標設定

目標設定は、京都議定書の第一約束期間の期限である 2012（平成 24）年を短期目標とし、現在の技術で可能な対策や施策を積み上げて、削減目標を設定します。

また、本実行計画の特徴として、目標設定は短期だけでなく、長期的な視野を踏まえた設定が求められており、政府の掲げる長期目標「2050 年までに現状比 60～80%削減」を踏まえて、2050 年を長期目標年とした削減目標の設定を行うとともに、現状と長期目標年の中間にあたる中期目標（2020～2030 年のいずれかの年）を設定する必要があります。

また、中間目標の設定では、現状のまま推移していくケースと新たな対策を行った場合のケースについて将来の排出量の推計を行い、この将来推計を考慮して最終決定します。

目標設定のポイント、

中長期の目標（排出量をどれだけ減らすか）は、わが国全体の削減目標を踏まえて、地方公共団体ごとに設定することとされています。

わが国では、「低炭素づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）」のなかで、2050 年までの長期目標として現状から温室効果ガス排出の 60～80%削減を行うことが目標とされています。

また、2050 年に至る途中段階の中期目標として、鳩山首相が 2009 年 9 月に開催された国連気候変動首脳会議において、温室効果ガス削減の中期目標を、主要国の参加による「意欲的な目標の合意」を前提に「1990 年比で 2020 年までに 25%削減を目指す」と表明しています。

## 対策・施策

対策・施策は、太陽光等再生可能エネルギーの利用の促進、事業者や住民の温室効果ガス排出抑制等に関する活動の促進、公共交通機関等の利用の促進、都市における緑地の保全及び緑化の推進、廃棄物等の発生の抑制の推進等の施策等について、既存の取り組み状況や上位計画や関連計画との関係に考慮しながら、検討を行います。

## 推進体制

推進体制の検討では、短期目標（可能なものは中期目標）に向けての具体的なプロジェクト、実施体制、スケジュールを決定します。新実行計画（区域施策編）は、数年おきに見直しが必要ですので、見直し時期についてもスケジュールのなかに盛り込みます。

計画策定体制、

計画策定にあたっては、『都市計画等の関連施策や国、都の施策との連携を図りつつ、庁内の横断的な連携を図る必要がある』とされており、庁内の担当部局との連携体制の構築が重要となります。また、住民や事業者の活動支援の観点から、学校関係や商工関係の所管部局との連携も重要です。

## 住民意見等の聴取

計画策定にあたっては、住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められており、事前の意識調査としてのアンケート調査、目標設定や対策・施策等の計画の中身を議論する協議会の設置、計画素案に関する意見聴取としてパブリックコメントの募集が考えられます。

## 新エネルギービジョンの検討

新エネルギービジョンは、区域内の新エネルギー導入に関する施策であり、新エネルギーの導入は温室効果ガス削減にとっても重要な要素になります。

また、新エネルギービジョンの検討に必要なエネルギー消費量やその将来推計の検討は、新実行計画における排出量の算定や将来推計に含まれ、対策・施策の検討では相互に連携した対策・施策とする必要があります。

こうしたことから、新実行計画（区域施策編）の策定と併せて新エネルギービジョンの策定を行います。

また、既に策定している省エネルギービジョン（「新宿区省エネルギー環境指針」）は、策定から約3年が経過していることから、上記の検討のなかで、将来推計値の見直し等を行っていきます。

## 計画策定のスケジュール

計画策定までのスケジュール及び、協議会開催時期等については、次頁に示すとおりです。



: 共通検討項目
   : 新実行計画の検討項目
   : 新・省エネビジョンの検討項目

